

報告第1号

西松浦地区合併協議会規約に係る協議書

有田町長、西有田町長（以下「2町の長」という。）は、西松浦地区合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する2町の長が定める事項について、下記のとおり協議し、確認する。

記

1 協議して定めるべき事項

	規約の条項	内 容
①	第6条第1項	会長及び副会長の選任
②	第7条第1項第3号	委員のうち2町の長がそれぞれ指名した学識経験を有する者8人以内の選任
③	第7条第1項第4号	委員のうち2町の長が協議して定めた学識経験を有する者1人の選任
④	第12条第2項	事務局の事務に従事する職員の任命
⑤	第14条	2町の監査委員各1人の委嘱

2 協議して定めた事項

①会長及び副会長の選任

- (1) 会長は、岩永正太を選任する。
- (2) 副会長は、篠原啓一郎を選任する。

②委員のうち2町の長がそれぞれ指名した学識経験を有する者8人以内の選任次に掲げる者を選任する。

<変更箇所>

有田町	西有田町		有田町	西有田町
二宮 閑治	南 正清	➔	<u>立林 幸一</u>	<u>前田 義弘</u>
川内 雅博	嘉村 泰幸		川内 雅博	嘉村 泰幸
今村 安伊子	久保田 勉		今村 安伊子	久保田 勉
南 孝典	佐藤 利枝		南 孝典	佐藤 利枝

③委員のうち2町の長が協議して定めた学識経験を有する者1人の選任次に掲げる者を選任する。

黒岩春地（佐賀県総務部市町村課長）

④事務局の事務に従事する職員の任命

次に掲げる者を任命する。

	有田町	西有田町	佐賀県
事務局長	—	福島清人	—
参事	—	—	井上洋
事務局次長	大串学	—	—
事務局員	仁戸田将英	川久保常德	—
	田中祐輔	千代田一茂	—

なお、佐賀県からの派遣職員1名は、事務局の参事とする。

⑤2町の監査委員各1人の委嘱

次に掲げる者を選任する。

有田町	西有田町
田代忠恭	江口保彦

⑥会議の公開について

第1回協議会においては、会議運営規程が承認されるまでの会議を公開する。

西松浦地区合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西松浦地区合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第3項の規定に基づき、西松浦地区合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会の会議に提案する事項について協議又は調整をする。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

3 幹事長は、会務を掌理し、幹事会を代表する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて開催し、幹事長はその会議の議長となる。

2 幹事会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名	職名
有田町	助役
	総務課長
	財政課長
	企画情報課長
	議会事務局長
西有田町	助役
	総務財政課長
	企画政策課長
	共立病院事務長
	議会事務局長
事務局	事務局長
	事務局次長

<新旧対照表>

西松浦地区合併協議会幹事会規程

(旧)

別表(第3条関係)

団体名	職名
有田町	助役
	総務課長
	財政課長
	企画情報課長
	議会事務局長
西有田町	助役
	総務財政課長
	健康福祉課長
	共立病院事務長
	議会事務局長
事務局	事務局長
	事務局次長

(新)

別表(第3条関係)

団体名	職名
有田町	助役
	総務課長
	財政課長
	企画情報課長
	議会事務局長
西有田町	助役
	総務財政課長
	企画政策課長
	共立病院事務長
	議会事務局長
事務局	事務局長
	事務局次長

西松浦地区合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西松浦地区合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第3項の規定に基づき、西松浦地区合併協議会（以下「協議会」という。）の専門部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、協議会の幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について専門的に協議又は調整をする。

(組織)

第3条 専門部会の委員は、有田町・西有田町の当該部署の課長又はその職務を代理する職員をもって充てる。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

- 2 専門部会は、別表のとおりとする。
- 3 専門部会には、必要に応じ分科会を置く。

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、専門部会の委員のうちから幹事長が選任する。
- 3 部会長は、会務を掌理し、専門部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が求めるとき、又は部会長が必要と認めるときに開催し、部会長はその会議の議長となる。

- 2 部会長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。
- 3 部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第6条 部会長は、専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名
総務部会
会計部会
財政部会
住民部会
議会事務局部会
企画部会
商工観光部会
税務部会
福祉部会
環境部会
上下水道部会
農林建設部会
農業委員会部会
教育部会

西松浦地区合併協議会専門部会規程

(旧)

別表(第3条関係)

専門部会名
総務部会
財政部会
住民部会
議会事務局部会
企画部会
商工観光部会
福祉部会
環境部会
上下水道部会
農林建設部会
農業委員会部会
教育部会

(新)

別表(第3条関係)

専門部会名
総務部会
会計部会
財政部会
住民部会
議会事務局部会
企画部会
商工観光部会
税務部会
福祉部会
環境部会
上下水道部会
農林建設部会
農業委員会部会
教育部会